

最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

最低賃金は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っている。

各都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、これまで中央最低賃金審議会の作成する目安額を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されてきた。

しかしながら、その改定は一般労働者の賃金改定に比べ、改定時期が半年おくれるのが常態になっているとともに、決定される額が県の生活保護基準よりも低いという、大きな矛盾・問題をはらんだまま現在まで施行されてきており、労働者の3分の1以上が非正規雇用という中、最低賃金の低さにより、年収が200万円以下という、いわゆるワーキングプアが急速に拡大する要因となっている。

厚生労働省も現在の問題点の対策として、32年ぶりに最低賃金法の改定を行ったが、生活保護基準との整合性を図るとしながらも、一方で、生活保護の基準の引き下げも検討されている。

よって、国においては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、最低賃金額は生活保護基準を上回るものにするのはもとより、労働者の生活の安定という本来の役割を担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金の確立、各最低賃金審議委員の公正な選出基準の明示、制度の周知徹底、監督体制の拡充などを実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月19日

沼津市議会